



令和6年度世田谷区職員Ⅱ類「福祉（保育士）」募集案内

令和6年10月15日
世 田 谷 区

1 採用区分、職種、主な職務内容

区分	職務名	主な職務内容
Ⅱ類 (短大卒程度)	福祉 (保育士)	・ 保育園での乳幼児に対する保育等 ・ 児童館等の児童福祉施設での児童の健全育成（遊びの指導等）、子育て支援等 ・ 児童相談所一時保護所での生活指導等 ・ 区役所各課における福祉に関する指導・相談業務等 ※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

2 採用予定数、予定日

採用予定数	採用予定日
15名程度	原則、令和7年4月1日

3 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
- (2) 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方
※令和7年3月31日までに保育士となる資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含みます。
- (3) 性別、国籍は問いません。なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。
- (4) 地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方（下記参照）は受験できません。

参 考 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

4 選 考 内 容

(1) 第1次選考

選考方法	書類審査、作文審査（800字程度 70分）	
選 考 日	令和6年11月16日（土）	
選考会場	世田谷区役所	※会場等詳細は受験票送付の際にお知らせします ※11月12日（火）までに受験票が届かない場合はお問い合わせください
合格発表	令和6年11月下旬予定	※第1次選考受験者全員にお知らせします

(2) 第2次選考（第1次選考合格者のみ）

選考方法	面接	
選 考 日	令和6年12月8日（日）	
選考会場	世田谷区役所	※会場等詳細は第1次選考結果通知とあわせてお知らせします
合格発表	令和6年12月下旬予定	※第2次選考受験者全員にお知らせします

5 申 込 方 法

原則、インターネットから申し込んでください。

区のホームページ

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/02026/19632.html>)

より、電子申請システム『LoGo フォーム』にアクセスし、申請を行ってください。

(こちらの二次元コードからも区のホームページにアクセスが可能です。)⇒



【申込期間】令和6年10月15日（火）～10月31日（木）（17時までの受信有効）

※期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず世田谷区総務部人事課人事係へお問い合わせください。

※システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害が発生した場合のトラブルについては責任を負いかねます。

6 給 与 等

(1) 初 任 給 208,900円（予定）

※この初任給は、令和6年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。職務経験等がある人は、一定の基準により加算される場合があります。なお、採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

(2) 手 当 条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

7 勤務条件、職務内容等

(1) 保育園

勤務時間は原則として、7時15分から19時20分（延長保育時間を含む）まで、交替制勤務、1日7時間45分。休日は原則として、日曜日、国民の祝日及び年末年始（その他、原則として4週を通じて4日の休日あり）。保護者が仕事や病気などの事由のため保育を必要とする乳幼児を保護者の下から通わせて保育を行い、さらに延長保育、緊急保育など多様な保育も行っています。

また、地域住民との交流行事、体験保育、子育て相談等の地域の子育て支援を行っています。

(2) 児童館・新BOP

児童館：勤務時間は原則として、9時30分から19時15分まで、交替制勤務、1日7時間45分。休日は原則として、4週を通じて8日（月曜日、第2、4日曜日の休館日含む）。その他、国民の祝日（5月5日を除く）及び年末年始は休日。おでかけひろば、子どもまつりやキャンプ、中高生の活動支援など、子育て支援事業や児童の健全な育成のための活動を実施しています。

新BOP：勤務時間は、原則として8時15分から19時05分まで、交替制勤務、1日7時間45分、月～金曜日勤務。休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始。放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化事業を全区立小学校内で実施しています。

(3) 児童相談所一時保護所

夜勤等交替制勤務（※）で、一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等を行っています。

（※）早番（7時から15時45分まで）、日勤（8時30分から17時15分まで）、遅番（①12時から20時45分まで、②13時から21時45分まで）、夜勤（16時30分から翌9時30分まで）（夜勤は概ね月4回）。休日は4週を通じて8日。

8 年次有給休暇等

1年間に20日の年次有給休暇（5月以降の採用の場合、初年度は日数が異なります）、その他慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

9 研 修

採用時の研修では、地方自治、接遇や仕事の進め方、メンタルヘルスに関することなど、世田谷区職員として職務遂行上必要となる基本的知識や技能を習得する研修を、採用2年目以降も、自立して活躍できる職員となるよう、同期同士の班活動を通じた課題研究や仕事の段取り、キャリアチャレンジなどの研修を必修研修として実施しています。

また、自己のスキルアップにつながる、通信教育講座の案内やWebコンテンツの提供など、職員の自己研鑽を支援する様々な取り組みも行っています。

10 福 利 厚 生

- (1) 住宅に困窮している方などを対象とした職員住宅があります。
- (2) 全国各地のホテル・旅館等を割引料金で利用できます。
- (3) 健康相談（こころ・からだ）を実施しています。

※6～10の各事項については、令和6年4月1日現在のものです。

11 選考方法の概略

- (1) 一次選考 応募時の申請内容による人物評価及び作文審査（800字程度 70分）

【参考】

○令和5年度作文テーマ

「子ども一人ひとりがのびやかに育つ環境をつくるために、世田谷区の福祉職に求められる役割と私にできること」

- (2) 二次選考 個別面接による人物評価

【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。申請された電子データやそれに基づき作成した資料等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

【その他】

選考受験者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の過程において「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

【申し込み・問合せ先】

〒154－8504 東京都世田谷区世田谷 4－21－27

世田谷区総務部人事課人事係（東棟5階）

電 話：03（5432）2101（直通）

FAX：03（5432）3009

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>